

大飯原発の再稼働停止を求める意見書

関西電力は、原発の再稼働に反対する多くの国民の声を無視し、平成24年7月に大飯原発3号機、4号機を相次いで再稼働させた。

しかし、大飯原発3号機、4号機は、福島第一原発の事故調査結果から経済産業省原子力安全・保安院がまとめた30項目の安全対策について満足に果たせていない。

しかも、関西電力の工程表では、免震事務棟は平成27年度までに建設する計画となっているほか、緊急時に蒸気を外部へ逃がすフィルター付きベント設備も平成27年度まで、防潮堤のかさ上げは平成25年度まで等、重要な安全策が後回しになっている。

さらに、7月18日には、大飯原発3号機、4号機と1号機、2号機との間を走る破砕帯「F-6」について活断層の可能性が浮上し、原子力安全・保安院が関西電力に対し、再調査の要請をした。

このように安全性に大きな問題を抱えながらの再稼働は周辺自治体を初め、市民生活へ大きな不安をもたらしている。

一方、関西電力は、今回の再稼働の理由として、今夏、再稼働をしない場合に約15%の電力不足に陥るとし、これを受けて野田首相も、「現実的に極めて厳しいハードル」、「仮に計画停電を余儀なくされ、突発的な停電が起これば命の危険にさらされる人もでる」等、再稼働の必要性を述べた。

しかし、関西電力が5月に試算した8月の需給見通しと8月12日時点での需給データを比較するとかなりの差があり、その実績から見ても、再稼働の必要はなく、電力は十分に足りているといえる。

以上のことから、再稼働をした大飯原発3号機、4号機については、安全策を先送りにし、危険を抱えて運転をしていること、活断層の危険性が指摘され、破砕帯の再調査を行うこと、原発がなくても電力不足を解消できる状況が明確となったことなどの理由により、停止をするべきであると考えます。

よって、政府におかれては、関西電力に対し、大飯原発の再稼働停止を要請するよう当市議会は強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成24年10月4日

藤沢市議会

内閣総理大臣 }
経済産業大臣 } あて